

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車整備分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車整備分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車の日常点検整備、定期点検整備、 分解整備	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車の日常点検整備、定期点検整備、 特定整備、特定整備に付随する業務
2	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検

			整備」及び「分解整備」の業務をいう。	備」、「特定整備」若しくは「特定整備に付随する業務」の業務をいう。
3	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 ○1つ目	○ 自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません	○ 自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務（電子制御装置の整備や板金塗装など）に主として従事しなければなりません
4	P.4	○3つ目	○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。 （注）専ら関連業務に従事することは、認められません ・ 整備内容の説明及び関連部品の販売 ・ 部品番号検索・部内発注作業 ・ 車枠車体の整備調整作業 ・ ナビ・ETC等の電装品の取付作業 ・ 自動車板金塗装作業 ・ 洗車作業 ・ 下廻り塗装作業 ・ 車内清掃作業 ・ 構内清掃作業 ・ 部品等運搬作業 ・ 設備機器等清掃作業	○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。 （注）専ら関連業務に従事することは、認められません ・ 整備内容の説明及び関連部品の販売 ・ 部品番号検索・部内発注作業 ・ ナビ・ETC等の電装品の取付作業 ・ 洗車作業 ・ 下廻り塗装作業 ・ 車内清掃作業 ・ 構内清掃作業 ・ 部品等運搬作業 ・ 設備機器等清掃作業

5	P.4	○4つ目	<p>○ なお、技能実習制度においては、作業の定義として、『地方運輸局長から認証を受けた自動車分解整備事業場（対象とする装置の種類が限定されていないこと）における作業でなければなりません。なお、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみの自動車分解整備事業場は除くものとする。』とされていますが、特定技能においては、地方運輸局長から認証を受けた自動車分解整備事業場であって、対象とする装置の種類が限定されている事業場や、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみの事業場における業務も、自動車整備分野の業務に該当します。</p>	<p>○ なお、技能実習制度においては、作業の定義として、『地方運輸局長から認証を受けた自動車特定整備事業場（対象とする装置の種類が限定されていないこと）における作業でなければなりません。なお、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみの自動車特定整備事業場は除くものとする。』とされていますが、特定技能においては、地方運輸局長から認証を受けた自動車特定整備事業場であって、対象とする装置の種類が限定されている事業場や、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみの事業場における業務も、自動車整備分野の業務に該当します。</p>
6	P.5	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 自動車整備分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は自動車整備分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準（試験区分） 「自動車整備分野特定技能評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験3級」 (2) 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 自動車整備分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は自動車整備分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準（試験区分） 「自動車整備分野特定技能評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験3級」 (2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p>
7	P.6	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日</p>

【関係規定】
分野別運用要領(抜
粋)

本語能力の評価

(1)「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の(1)及び(2)の試験を免除する。

(2)職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

本語能力の評価

(1)「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「**特定整備**」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の(1)及び(2)の試験を免除する。

(2)職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

8

別表

別表(自動車整備業)

別表(自動車整備)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業	
【特定技能1号】 【職業の日常点検、定期点検整備、分解整備】	自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト	自動車整備	自動車整備	
	自動車整備士技能検定3級	日本語能力試験(N4以上)			

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表(自動車整備)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業	
【特定技能1号】 【職業の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務】	自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	自動車整備	自動車整備	
	自動車整備士技能検定3級	日本語能力試験(N4以上)			

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

分野
参考様式
第8-1号

分野参考様式第8-1号（特定技能所属機関）

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

自動車整備分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、自動車整備（日常点検整備、定期点検整備及び分解整備）であること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(4)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、自動車整備分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
 - (4) 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実習の経験を有する者が置かれていること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第8-1号（特定技能所属機関）

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

自動車整備分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、自動車整備（日常点検整備、定期点検整備、特定整備もしくは特定整備に付随する業務）であること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(4)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、自動車整備分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
 - (4) 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実習の経験を有する者が置かれていること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者